

【栃木県さくら市】ネーミングライツ事業に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、市が管理する施設及び市が実施するイベント等（以下「施設等」という。）に愛称を付す権利（以下「ネーミングライツ」という。）を事業者等に付与する制度（以下「ネーミングライツ事業」という。）の適正な運用を図るため、対象となる施設等、ネーミングライツの付与を希望する事業者等の募集の方法その他ネーミングライツ事業に関する事項について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツ事業の概要

ネーミングライツ事業の趣旨は、ネーミングライツを付与された事業者等（以下「ネーミングライツ事業者」という。）は、施設等に当該ネーミングライツ事業者の名称、当該ネーミングライツ事業者が製造・販売する商品名等を冠した愛称を付すことでその知名度の向上等を図り、市は、当該ネーミングライツ事業者から金銭による対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることで市政運営のための新たな財源の確保を図るものです。

事業者等が施設等に愛称を付した場合は、市は、ホームページ、広報紙等で周知する他、様々な場面で当該愛称を積極的に使用することで当該愛称の普及に努めます。ただし、例規で規定する当該施設等の正式名称は、変更しません。

また、市民、当該施設等の利用者等の混乱を避けるため、愛称と当該施設等の正式名称は、併用できるものとします。

3 対象施設等

ネーミングライツ事業の対象とする施設等（以下「対象施設等」という。）は、原則として、利用者等が多い等の事由により、広告効果が見込まれる施設等とします。ただし、庁舎、学校、保育所等、その性質上、特定の事業者等の名称、商品名等を冠した愛称を付すことが適当でないと判断される施設等は、対象施設等に含まれません。

なお、指定管理者制度を導入している施設を対象施設等を含む場合は、事前に市が当該指定管理者と協議します。

4 付与の方法

市が事業者等にネーミングライツを付与するための方法は、次のいずれかによります。

(1) 施設等特定型

ア 概要 対象施設等を特定した上でネーミングライツの付与を希望する事業者等を募集する。

イ 手続き

(ア) 対象施設等、募集期間等の決定

(イ) 募集開始

(ウ) 事業者等からの応募

(エ) さくら市広告事業実施要綱(平成18年さくら市告示第156号)に規定するさくら市広告選定委員会(以下「選定委員会」という。)による応募内容の審査

(オ) 応募者のうちから優先交渉権者の決定(応募者が複数の場合は、次点交渉権者等も決定)

(カ) 優先交渉権者と協議し(優先交渉権者との協議が不調の場合は、次点交渉権者等と協議し)、付す愛称、愛称を付す期間、ネーミングライツ料の額等の決定

(キ) (カ)の決定の内容について、当該ネーミングライツ事業者と契約

(ク) (対象施設等が施設である場合は)看板等の変更

(ケ) 愛称の使用開始

(2) 企画提案型

ア 概要 (1)に該当しない施設等に対するネーミングライツの付与に係る事業者からの提案を募集する。

イ 手続き

(ア) 募集開始

(イ) 事業者等からの提案

(ウ) 選定委員会による提案内容の審査

(エ) 付す愛称、愛称を付す期間、ネーミングライツ料の額等の決定

(オ) (1)のイの(キ)~(ク)と同じ

なお、企画提案型によりネーミングライツの付与を提案された施設等が3の要件に該当し、かつ、施設等特定型により募集した場合においても複数の応募が見込まれるときは、選定委員会の審議を経た上で、企画提案型の手続きの完了前でも施設等特定型に移行できるものとしします。

5 愛称の条件等

(1) 愛称の条件

ネーミングライツにより付すことができる愛称は、当該対象施設等のイメージに相応しいもので、かつ、市民、当該対象施設等の利用者等が親しみを感じるようなものとしします。ただし、次のいずれかに該当する愛称は、付すことができません。

ア 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

イ 政治活動・宗教活動・意見広告に係るもの

ウ 人権侵害・差別・名誉毀損のおそれがあるもの

エ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

オ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの

カ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれがあるもの

キ その他施設等の愛称として適当でないと市が認めるもの

また、当該対象施設等に既に愛称（ネーミングライツ事業によるものではないもの）が付されている場合等は、ネーミングライツにより付す愛称に市が指定する単語を含むよう、条件を付すことができるものとしします。

(2) 応募又は提案できる愛称の数

事業者等が施設等特定型の募集に応募し、又は企画提案型により提案できる愛称の数は、一の応募又は提案当たり2案までとしします。

(3) 愛称の変更

市民、当該対象施設等の利用者等の混乱を避けるため、原則として、当初、決定した愛称を付す期間内に当該愛称を変更することはできません。ただし、当該ネーミングライツ事業者の名称の変更等、特段の事情があると市が認める場合に限り、市と当該ネーミングライツ事業者との協議の上、変更できるものとしします。

6 愛称を付す期間

対象施設等に愛称を付す期間は、原則として3年以上とし、同期間の満了日は、原則として年度末日とします。ただし、当該対象施設等がイベント等である場合等は、この限りでないものとします。

7 ネーミングライツ料

(1) 施設等特定型

当該対象施設等の規模、利用者等の数、地理的要件、メディアに取り上げられる頻度等を総合的に勘案し、対象施設等ごとにネーミングライツ料の最低額を事前に設定します。

(2) 企画提案型

事業者等から提案されたネーミングライツ料の額が(1)に掲げる最低額の基準において妥当であるか、選定委員会において審査します。

なお、ネーミングライツ事業者は、ネーミングライツ料の他、役務、物品等も市に提供できるものとします。

8 事業者等の募集

(1) 募集方法

ネーミングライツの付与を希望する事業者等の募集は、原則公募とし、市のホームページ・広報紙への記事の掲載、報道機関への情報提供等、多様な媒体を活用し、幅広く周知します。

(2) 募集期間

ア 施設等特定型 原則 30 日以上

イ 企画提案型 随時

(3) その他

この基本方針に掲げるもののほか、募集に際し、必要な事項については、個別に募集要項を作成します。

9 ネーミングライツ事業者の資格

施設等特定型による募集に応募し、又は企画提案型により提案できる事業者等は、法人で次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがある者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) さくら市暴力団排除条例（平成 23 年さくら市条例第 20 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が属する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業を営む者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により、再生手続が開始され、かつ、終了していない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により、更生手続が開始され、かつ、終了していない者
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により、特別清算が開始されている者
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定により、一般競争入札に参加できない者
- (9) さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年さくら市訓令第 23 号）の規定により、指名停止を行われ、かつ、その期間中である者
- (10) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に規定する金融商品取引業者のうちネーミングライツ事業者としてふさわしくないと認められる者
- (11) 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）に規定する商品先物取引業者のうちネーミングライツ事業者としてふさわしくないと認められる者
- (12) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業者
- (13) 政治性・宗教性がある事業を行う団体等
- (14) その他ネーミングライツ事業者としてふさわしくないと認められる者

10 決定の公表

市は、ネーミングライツ事業者の決定後、市のホームページ・広報紙への記事の掲載、報道機関への情報提供等により、対象施設等の名称、ネーミングライツ事業者の名称、付す愛称、愛称を付す期間、ネーミングライツ料の額等を公表します。

11 看板等の変更等

(1) 施設の場合

当該対象施設等が施設の場合は、ネーミングライツ事業者は、当該施設の敷地内に存じ、かつ、当該施設の名称を表示する看板等の表示を愛称に変更し、又は愛称を表示する新たな看板等を設置することができます。

当該変更・設置する看板等には、ネーミングライツ事業者のロゴに限り、愛称と一緒に表示できます。

看板等を変更・設置する際は、関係法令等を遵守するとともに、表示内容、設置する場合は、その場所等について、市と協議するものとします。

また、変更・設置した看板等は、愛称を付す期間の満了後、ネーミングライツ事業者が原状回復するものとします。

なお、看板等の変更・設置又は原状回復に係る経費は、ネーミングライツ事業者の負担とします。

(2) イベント等の場合

当該対象施設等がイベント等の場合は、既存の看板等がなく、かつ、新たに設置する敷地もないため、看板等の変更・設置は、行わないものとします。

ただし、イベント等の実施に伴い、市が市のホームページ・広報紙に記事を掲載し、又はパンフレット等を作成する場合は、積極的に愛称を使用します。

12 愛称の活用等

ネーミングライツ事業者は、当該愛称、当該対象施設等の写真を自ら作成する広告物等で使用できるものとします。

また、ネーミングライツ事業者は、市と協議の上、当該対象施設等において自らの事業に係るポスターの掲出、製造した商品等の販売促進のための活動等を行うことができるものとします。

13 決定の取消し

ネーミングライツ事業者の決定後、当該ネーミングライツ事業者が次のいずれかに該当する場合は、市は、ネーミングライツ事業者の決定の取消しができるものとします。

(1) 信用失墜行為等をし、かつ、当該行為等により、当該対象施設等のイメー

ジが損なわれる恐れ等がある場合

(2) 9のネーミングライツ事業者の資格に該当しなくなった場合

この場合において、当該ネーミングライツ事業者の決定により、看板等の変更・設置を行っているときは、決定を取り消された事業者等は、自らの負担により、速やかに当該看板等の原状回復を行わなければならないものとします。

14 適用日

この基本方針は、令和7年11月20日から適用します。

別添資料

ネーミングライツ事業に係る手続きと事務所管課の割振りは以下のとおりです

(1) 施設等特定型

- ①対象施設等の選定（対象施設等所管課）
- ②募集要項案の作成（対象施設等所管課）
- ③広告選定委員会の開催【導入の可否・募集要項等の審査】（財政課）
- ④事業実施に係る市長決裁（対象施設等所管課）
- ⑤ネーミングライツ事業者の募集（対象施設等所管課）
- ⑥広告選定委員会の開催【応募者の審査・優先交渉権者の選定】（財政課）
- ⑦広告選定委員会の結果に係る市長決裁（対象施設等所管課）
- ⑧優先交渉権者との協議（対象施設等所管課・関連事務所管課）
- ⑨ネーミングライツ事業者の決定（対象施設等所管課）
- ⑩契約の締結（対象施設等所管課）
- ⑪施設表示等の変更（対象施設等所管課）
- ⑫愛称の使用開始

(2) 企画提案型

- ①提案対象施設等の選定（財政課）
- ②企画提案募集に係る市長決裁（財政課）
- ③広告選定委員会の開催【応募者の審査・優先交渉権者の選定】（財政課）
- ④広告選定委員会の結果に係る市長決裁（対象施設等所管課）
- ⑤優先交渉権者との協議（対象施設等所管課・関連事務所管課）
- ⑥ネーミングライツ事業者の決定（対象施設等所管課）
- ⑦契約の締結（対象施設等所管課）
- ⑧施設表示等の変更（対象施設等所管課）
- ⑨愛称の使用開始